

## 中間市農業委員会総会（7月）議事録

1. 開催日時 令和3年7月12日（月） 10時00分開始

2. 開催場所 中間市交流センター 2階 第1会議室

3. 出席委員 7名

会長	柴田 功	1番	白橋 宏	2番	井上俊子
3番	牧野謙二	4番	日高誠司	5番	貞末 照
6番	花田正則				

4. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）

議案第13号 農業法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

柴田議長：定刻前ですが、みなさんお揃いのようなので、始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名で委員定数の過半数に達していますので、令和3年7月の農業委員会は成立致しました。直ちに会議を始めたいと思います。

本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは報告について議題といたします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書の1ページをお開きください。

こちらは、農地法第3条の3第1項に基づき農地を相続したとの届出を農業委員会が受理した通知の写しとなっております。今回1件を受理しておりますので報告します。

届出者、住所中間市大字垣生。届に係る土地の所在、中間市大字垣生字五楽、面積821㎡。同じく大字垣生字五楽、面積528㎡。中間市大字上底井野字二反田、面積3,113㎡となっております。二つ目の中間市大字垣生字五楽につきましては現況が宅地となっておりますので確認したところ昭和53年6月5日に県知事からの農地法第5条の許可の確認をうけておりますことを確認しましたの

で、農地証明を発行し地目証明の届け出を行うよう案内しております。以上です。

柴田議長：はい、ただいまの事務局からの説明がありましたけど、本件につきまして何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。

柴田議長：意見がないようですので報告第1号を終わりたいと思います。次に報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書3ページをお開きください。こちらは市街化区域内農地で所有権移転を伴う転用となっております。今回1件届出がなされておりますので、ご説明いたします。農地の所在地中間市大字垣生字出口、面積1,260㎡。譲渡人、住所埼玉県春日部市。譲受人、住所北九州市八幡西区浅川台。転用目的は、露天資材置場です。こちらの土地の位置図及び写真につきましては、4ページ目に記載してあります。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局の説明がありましたけど、本件につきましてご意見、ご質問等がありましたら挙手のうえお願いします。

はい、貞末委員

貞末委員：こちらは、写真で分かるように水路の横なんですけど、露天資材置き場とありますが、何らかの工事をするのではないかと思われそうですが、その場合水路をまたぐという形ならば水路保全という形で行政から指導はあるのでしょうか。

事務局：地図の4ページ一番左側、そちらの角から入ってくる形となっております。水路の端をまたぐとは聞いておりません。ただし、もし水路をまたぐとなれば業者に橋を作ってもらい、それを占有の許可を本市の建設課のほうで受けていただくとなっております。以上です。

貞末委員：またがなくとも今は自己保全管理ということで米は作ってないのですが、以前はずっと米を作っていて水路の横があぜなので、このままにしておくと雨で土が流れてしまい、現状はセメントブロックを積み重ねただけなので、あぜが露出してしまうと思うのですが、そういった手立ては市のほうでやっていただけるのでしょうか。

柴田議長：露天資材置き場となっておりますが、この業種は何ですか。土木建設業ですか。

事務局：金型、板金加工の業者と聞いております。車屋としておりますが、それに係る駐車場ということです。

柴田議長：建築資材とかではないんですね。

事務局：行く行くは小さい工場でも建てればと伺っております。

柴田議長：車関係となればスクラップやオイル等がありますが、下をアスファルトやコンクリートで舗装をすとかはないのですか。

事務局：現在はその予定はありません

柴田議長：貞末委員、ここは普通の田んぼの土ですよ。

貞末委員：土を上げないと出来ないと思うんですよ。水路の話ですが、水路は購入した方の責任ではないと思いますが、長年放置すれば、田んぼの土のままでは、セメントとかならば良いのですが何年か先に流れてしまう可能性があるのではと思います。何年か先にはなるとは思います、そうならないように何かの手立てを、購入された方がするのか、市の方がするのか。

柴田議長：そういった手立て、ブロック等は市のほうで、水路の管理に関しては垣生地区となるのでしょうか。はい、白橋委員。

白橋委員：はい、この水路は何処が管理し、何用の水路ですか。

事務局長：農業用水路です。

白橋委員：農業用水路は、農業委員会が関係あるのですか。

事務局長：はい、農業用になりますので。産業振興課の管轄となっております。

白橋委員：水路の保全という意味で何らかの処置があると思われませんが露天資材置場ならそのまま使用するんでしょうが、そうであれば使用方法を農業委員会に提示を求めるべきではないでしょうか。

面積も 1,260 m<sup>2</sup> ございますので開発工事の場合、露天資材置場は工程を変えない、埋め立てをしないとすれば、開発工事がいらなくなります、実際使用す

るにあたって使用方法を求めても良いのではないのでしょうか。どういう風に使用するのか。砂利を入れてどうのこうのとかなりますよ。そのままでは車が入らないですよ。そうすると、このまま露天資材置場に該当するのは、都市計画課と協議したうえで、なんらかの目的でやるのであれば使用するにあたって保全のためにブロック擁壁を積んでくださいとか指導をするべきではないのでしょうか。これ、壊れますよ。大型車とか入れば、ただの野積みですよ。積んでるだけですからね。これコンクリートを置いてるだけですからね。

多分、圧がかかると膨らんだりすると思いますので水道課も管轄しているのであれば、ただ露天資材置場だから良いですという話なのかなと思います。

そこのところ確認したらどうですか。

事務局：開発許可の件ですが、一応再確認をとったのですが、資材置場の場合は面積関係なくいけないという回答がありました。

そういった説明も本人様にも言って土を入れるならば、それがいるんじゃないかと想定されたので、その場で念をおして確認したところ、いけないという回答がありました。

白橋委員：危ないですよ。ほんとうにそうなのか疑問なんです

確かあるんですよ50cmとか形状を変えるとか、形状を変えないってことですか。変えないから都市計画も該当良いいってことなんですか。

事務局：その時も、土を盛っても資材置場はいけないと言われたんですよ。

白橋委員：そうすると政令の規定とかいけないということなんですよ。とりあえず資材置場にしまして地目をかえてしまえばわかりませんが、川の保全の意味でもそこらへんは求めて、後から市が扱わなくてはいけないということにならないようにして欲しい。

柴田議長：水路の保全に関しては今のところ問題はないけれど、将来的この先のことを買う方は、わかっておられるのか、そう言った条件をつけるとか説明をして。でももう許可はおりにいるんでしょう。

事務局：はい、あとは受理だけです。市街化ですので、指定はできないんですよ。受け取るだけなので、その説明は窓口のほうでいたします。用水路がありますので気を付けてくださいと。

柴田議長：ただの水路だと思っているのですが、農業用水路になるとその辺が難しいからですね。そこは重々説明しておかないと、農業委員会でこういう話が出ましたと、きっちりと行政の方と連絡をとりあってしてくださいと、もう一度伝えてください。

事務局：はい、譲受人には、再度水路の件は説明いたします。

柴田議長：こちらではどうこう出来ないでしょうがね。他にないでしょうか。

なければ報告第2号を終わります。

次に議決事項について議題といたします。議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい。6ページ目をお開きください

こちらは、農地法第3条の規定による許可申請となっております。今回の3条は、所有権移転となっております。

農地法第3条は、農地または採草放牧地については所有権を移転し、または地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当該者が農業委員会の許可を受けなければならないとなっております。よって、今回の議題としてあげておりますので説明いたします。

農地の所在地大字上底井野字鷺ヶ池。面積1,182㎡。同じく大字上底井野字鷺ヶ池。面積1,208㎡。同じく大字上底井野字流レ。面積169㎡。田の面積合計2,390㎡、畑169㎡、合計2,559㎡となっております。

譲渡人、住所中間市大字上底井野。譲受人、住所中間市大字垣生となっております。こちらにつきましては、農業振興地域農用地区域外市街化調整区域であることから、中間管理事業の活用ができないため農地法第3条の許可申請の手続きとなっております。こちらにつきましては9ページをお開きください。

こちらの方はページが落丁しておりますので申し訳ございません。別添農地法第3条調査書と書かれているページをご参照ください。

こちらにつきましては、第1号から第7号までの案件に一つでも該当すれば許可申請が不許可となります。それでは内容について説明していきます。

譲受人。譲渡人。第2項第1号全部効率利用、譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しないこととなります。次に、第2項第2号農地所有適格化法人以外の法

人につきましては、こちら譲受人は個人であり、該当しないこととなります。次に、第2項第3号信託につきましては、信託ではないので該当なしとなります。次に、第2項第4号農作業常時従事につきましては、年間150日で、農作業に従事することが見込まれているため該当しません。次に、第2項第5号下限面積につきましては、譲受人の耕作の面積は当該地区の下限面積を超えることとなります。中間市の下限面積は5,000㎡となっておりますので、こちらにいたしても該当いたしません。次に、第2項第6号転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地になり転貸には当たらないため該当しません。次に、第2項第7号地域調和につきましては、申請地では、麦及び野菜栽培を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。また、事務局坂本と柴田会長、地元農業委員である花田委員、地元推進委員である日高委員及び丸山委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認しておりますので該当いたしません。よって、すべての項目に該当しないこととなっております。

ページが戻りますが、7ページ8ページ目をご覧ください。先ほどご説明しました土地の位置図と写真となっております。

ページ8の土地、上底井野流レにつきましては、現在、自己保全の状態となっておりますが、こちらにつきましては、譲受人に確認し、所有権移転後管理のうえ野菜等を栽培するというを確認しております。説明は以上です。

柴田議長：只今ご説明がありました件でご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。はい、牧野委員。

牧野委員：ちょっとお聞きしたいのですが、これは麦を作るんでしょ。

事務局：はい。

牧野委員：法人Aじゃないんですか。

事務局：第2項第2号は、農地所有適格化法人以外の法人になるので、Aは農地適格化所有法人になっているので、該当しない形となっております。

牧野委員：はい、なるほどね。

柴田議長：他にないですか。まあ正直なところ私も見に行きましたけれども、8ページのこの部分は、ほとんど狭くて耕作しづらそうですが、これも込みで買って欲しいと

いう条件だろうかと思うんですけどね。上の 7 ページの分は譲受人が今耕作しているでしょうがね。

事務局：はい、そうです。

柴田議長：8 ページの方は見たけど正直なところ、こんなところに農地があるとか思いもしないところにあったから、本人がそれでよければ置いていても、このまま耕作放棄地になるであろうから管理していただけるならよろしいかと思います。まあ本来なら、人・農地プランにより地元のほうでするのがあれでしょうが、今まで作られた経緯があるということで売買の話が出たのだと思いますけど。何かご意見はありますか。それでは意見がないようですので、採決をとります。本件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数のため原案のとおり承認されました。これで議案 13 号を終わりたいと思います。続きまして、その他を議題とします。

事務局：その他①令和 3 年度転作確認日程案について

柴田議長：他に無いようでしたら、以上でその他について終わりたいと思います。  
次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 9 条により議長において、牧野委員、花田委員を指名致します。  
以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員

牧野 謙二 

花田 正則 